

いじめの対応や処遇とその発生の相関関係について

小原美月

1 はじめに

2 いじめ防止対策推進法施行前後のいじめの実態

3 法整備や処遇といじめへの意識

4 おわりに

1 はじめに

いじめは、小学生に発生が最も多い少年同士のトラブルである。その件数は年々増加しており、2022年度のいじめ認知件数は約69万件と過去最多の件数となっている¹。また凶悪ないじめとして旭川の子供中学生のいじめ凍死事件なども記憶に新しく、深刻な問題となっていると言えるだろう。

現在の日本にはいじめを裁ける法律は存在しないが、いじめへの対策としては2013年9月28日にいじめ防止対策推進法が施行された。

このいじめ防止対策推進法が施行された結果、実際にいじめの発生は減少したのか、また

¹ 【令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要（いじめ関連部分抜粋版）（2023年10月4日）<
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5aa667dafef7f-4ea9-9ee2-7510121e6751/2d6548bb/20231016_councils_ijime-kaigi_dai2_01.pdf>（2024年2月16日閲覧）】

その内容がどのように変化したかに焦点を当て、いじめの対策や処遇の見直しによりその発生を防ぐことができないかを検討してみることにしたい。

2 いじめ防止対策推進法施行前後のいじめの実態

問題の検討にあたり、いじめ防止対策推進法施行前後のいじめに関するデータ²を見ていきたい。

この資料ではまずいじめの種類について「仲間はずれ・無視・「陰口」などの「暴力を伴わないいじめ」と「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」などの「暴力を伴ういじめ」のふたつに分けて分析している。そしてこれらの被害経験・加害経験の有無を年代や調査時期を分けながら検討している。

まずいじめの被害・加害経験の推移の棒グラフを見てみると、2010年から2018年までの9年間の推移を小中学校の年代別、男女別に見ることができる。

小学校での暴力を伴わないいじめに関して、被害経験は男女どちらも2016年ごろには2010年ごろよりも減少が見られ、加害経験に関しても男女ともに2013年ごろから減少し、2016年には2013年ごろの推移より10～15%程度落ち着いていることが窺える。

中学校の暴力を伴わないいじめに関しては男女、被害加害ともに2014年ごろ減少してい

² 【文部科学省国立教育政策研究所 いじめ追跡調査 2016-2018<<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/2806sien/tsuiseki2016-2018.pdf>>(2024年1月19日閲覧)。】

るようにも感じられるが、小学校ほど顕著な変化はなく増減を繰り返している様子である。

暴力を伴ういじめについても小学生では男女どちらも被害、加害経験ともに 2016 年以降には 2010 年ごろ男子 20%、女子 10%前後の推移よりどちらも 5%程度減少しているが、中学生に関しては暴力を伴わないいじめ以上にあまり変化が見られないという結果となっていた。

また長期での様子を見るために、小学校 4 年生から 6 年生にかけて、中学校 1 年生から 3 年生にかけてという 3 年の期間を設定してアンケートをとった児童の結果をもとにした円グラフ状のデータを検討していく。2010 年からと 2016 年からの二つの期間、つまりいじめ防止対策推進法施行前と後で推進法前後での変化を見ることができる。

暴力を伴わないいじめについて 2010 年から 2012 年のデータでは、小学校 6 年生の被害経験率は 87%、加害経験率は 86%中学校 3 年生では中学校 1 年生時からの 3 年間での被害経験率は 71%、加害経験率も 72%とどちらも同じぐらいの割合になっている。暴力を伴わないいじめは被害と加害の認識に大きな差のない、お互いやったりやられたりする行為であるとわかる。

しかし 2016 年から 2018 年の暴力を伴わないいじめについては被害経験、加害経験の割合は小中学校ともに減少が見られるが、小学生の 3 年間での被害経験率は 80%、加害経験率は 69%と小学生の方で少しの差が生まれているのがわかる。いじめに加わる児童の数が減っているとわかる。

一方暴力を伴ういじめに関して、2010 年から 2012 年のデータでは小学校の被害経験率は 60%、加害経験率は 44%で、「暴力を伴わないいじめ」と異なり加害に加わる割合は被害

と比べてかなり少なくなることが窺える。中学校では被害経験率は 41%、加害経験率は 30% であり、小学校から中学校に上がることによる減り方は「暴力を伴わないいじめ」より大きくなる。

2016 年から 2018 年の暴力を伴ういじめは小学生の被害経験率は 56%、加害経験率は 36%で、6 年前と比べ被害経験では 4%、加害経験では 8%減となり、それなりに変化したと言えそうである。元の経験率が高かった「暴力を伴わないいじめ」程ではないが特に加害経験が減っている。一方中学校 3 年間での被害経験率は 36%、加害経験率は 25%で 6 年前と比べると被害、加害経験ともに 5%減となっている。

3 法整備や処遇といじめへの意識

データを見てみると、いじめ防止対策推進法の施行によって少なからずいじめの件数に影響があったことが伺える。特に施行後には加害を行う生徒の減少が見られ、法の見直しや対策がいじめ防止につながったと言えるだろう。また 3 年を通して調査したデータでも推進法施行前後でいじめの件数は減っているということから推進法が施行されてから継続して効果を発揮しているとも言えそうである。

データからわかることだが、この推進法の影響が顕著に表れているのは中学生よりも小学生である。いじめ自体の認知件数の推移もそうだが、円形グラフの方の 3 年間を通したいじめ件数の推移でも減少が見られることから、いじめに一度も加担しない児童が多そうである。

この結果を見て、これらの変化が起きているのは少年たち自身に、これまで軽いおふざけ程度に捉えていたような仲間はずれやぶつかる・叩くなどのちょっとした暴力などの行為にいじめという名前が付けられたこと、また意識調査や対策の実行によりこのいじめというのは悪いことであるという認識が芽生えたからではないかと考えた。特に小学生に大きな変化が現れている点についても、まだ中学生以上に善悪の判断をすることが難しい、というより学んでいる最中の子供達が多いからこそ、このような「いじめは悪いこと」という自覚を持ってもらうことがこの結果につながったのではないかと考える。

またいじめの被害児童と加害児童のいじめに対する認識には大きな差があると思う。いじめに関して「加害経験がある」と答えた生徒よりも「被害経験がある」の方が多いという結果が出ているが、これはいじめに加担する児童が被害児童より少ないというのももちろんあると思うが、加害児童が自覚なく行ういじめもこの結果に起因するのではないかと考える。こういった場合には、いじめという概念の浸透により、加害児童が自覚なくいじめをおこなっているケースを改善することができるのではないだろうか。

4 おわりに

これまでの検討により、いじめ防止対策推進法の施行により、いじめ対策にプラスの結果が出ていることがわかり、いじめの対策や処遇の見直しによりその発生を防ぐことができるとわかった。また施行後の少年たちのいじめへの意識の変化を鑑みて、対策や処遇の見直しに関しては、主に少年たちのいじめに対する認識の改めに積極的に取り組むべきである

と考える。

またいじめに関する法整備や処遇の変更は、いじめに関する認識への影響を変える側面が強いのではないかと私は考えている。もちろんその処遇でいじめの問題を良い方向に変えることもできると思うが、それはいじめが発生してしまった場合の対処となる。いじめ発生前のいわば抑止力として法や処遇を整備するという意識を持つことも、いじめ問題の改善に役立つのではないかと考えた。

いじめには表に出ていないような暗数も多く、またこれまで見てきたデータのような子供に対するアンケート式であれば、もちろん報復を恐れるなどして事実を答えることのできない被害児童や、自分のしたことと違うことを答えて隠そうとする加害少年など正確でない回答が含まれていることも考えられる。私は、そういった暗数とされているいじめも減少させていくためには少年たちがいじめを悪と捉えてもらう風潮、また発生してしまった場合の早期発見や再発防止など、よりいじめをしづらい、見つけやすい社会を築いていくことが望ましいと考える。